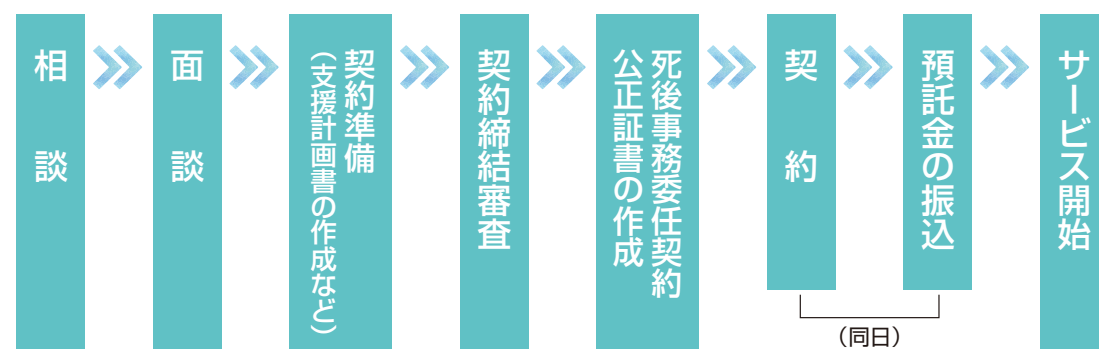




ご利用までの流れ



高知市成年後見サポートセンターでは こんなことを行っています。

● 成年後見支援事業

成年後見制度とは、判断能力が不十分となった方について、家庭裁判所に申立てを行うことで本人を支援する人（成年後見人など）が選ばれ、本人に代わって法律行為ができるようになる制度です。この制度により、不動産や預貯金などの管理、介護サービスや施設入所の契約を結ぶなど本人を保護する行為が可能になります。

高知市成年後見サポートセンターでは、いつまでも自分らしさを大切に、安心して暮らすことができるよう、さまざまなお手伝いをします。

● 日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害などにより、福祉サービスの利用や日常生活に必要なことについて、自分ひとりで判断することが難しくお困りの方に対して、安心して日常生活が送れるように金銭管理支援などのお手伝いを、契約を通して行います。



高知市社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（通称「社協」）は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした非営利の民間組織です。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。

社会福祉協議会は、地域の方々と協力し、高齢者や障害者の在宅生活を支援するため、さまざまな福祉サービスを行っているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、それぞれの社協が地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。

社会福祉法人 高知市社会福祉協議会 共に生きる課
高知市成年後見サポートセンター

〔TEL〕 **088-856-5539**

〔所在地〕 高知県高知市丸ノ内1丁目7-45
総合あんしんセンター3F

〔受付時間〕 平日 8:30～17:30
(土日祝・年末年始12/29～1/3は除く)



これからあんしん サポート事業



社会福祉法人 高知市社会福祉協議会 共に生きる課
高知市成年後見サポートセンター



これからあんしんサポート事業とは？

頼れる親族などがいない方について、ご本人が判断できる間に、高知市社会福祉協議会と契約をすることで、日ごろの見守り、認知症などで将来ご自身で判断できなくなった時のこと、亡くなった後のことについて支援する事業です。

利用できる方

- 高知市にお住まいの方（住民票が高知市にある方）
- 単身世帯などで親族の支援が得られない方
- ご契約内容を十分理解し、利用を希望される方

※生活保護世帯の方は対象となりません



※見守りサービスとあんしんサービス①～③はセットになっています。

見守りサービス

- 定期的な電話連絡（月に1回程度）や自宅訪問（3ヶ月に1回程度）による状況確認

年間 **6,000円**

- 同行訪問等による相談援助サービス

別途 1時間 **1,500円**

- 預託金での支払い **なし**

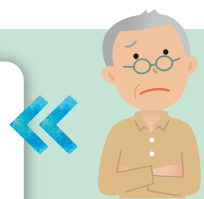
どんなことをしてくれるの

あんしんサービス

1

判断能力の状態

ご自身で判断できる時、または少し不安な状態



急に入院になったらどうしよう

- 施設入所や入院時の説明の立ち会いや契約時の同席
- 入院費用や入所費用などの支払い代行
- 急な入院時、自宅からの必要物品のお届け
- 指定連絡先への連絡
- 水道光熱費などの休止連絡

利用料

1時間
1,500円

預託金での支払い

なし

あんしんサービス

2

判断能力の状態

ご自身で判断できない状態



自分のことが分からなくなったらどうしよう

- 預託金での入院・入所費用の支払い
- 主治医への情報提供
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度への移行

1時間
1,500円

入院費用
などの
支払い

あんしんサービス

3

判断能力の状態

お亡くなりになった時



死んだあとはどうしよう

契約時に作成した公正証書の内容に基づいてのお手伝い

- 葬送や埋葬の執り行い（祭祀費用は含まれません）
- 死後の入院費・施設料の支払いや事務手続き
- 家財処分（賃貸の場合）
- 葬儀費用や埋葬費用の支払いなど

利用料
なし

死後事務
委任契約
公正証書に
基づいた
支払い

預託金とは

契約後に判断能力が不十分になった時（あんしんサービス②）の入院費用やお亡くなりになった後（あんしんサービス③）に発生する費用の支払いのため、契約時に高知市社会福祉協議会に預け入れしていただくお金を預託金といいます。

〈預託金の例〉

基本費用

- ① 入院費用（10万円×3ヶ月分）
30万円～
- ② 直送（火葬）費用
22万円～

合計 **520,000円～**

+

対象者のみ

- ③ 賃貸物件の家財処分代など
（賃貸物件にお住まいの方が対象）

死後事務委任契約公正証書とは

契約する前に、葬送や埋葬方法、預託金の処理などについて細かく取り決めた死後事務委任契約公正証書を作成していただきます。お亡くなりになった後は、あらかじめ取り決めた内容に基づいてお手伝いをします。